

用地調査等業務特記仕様書 新旧対照表

赤字下線部：今回改正箇所

(平成 28 年 10 月 1 日改正)

改 正 後	改 正 前
<p style="color: red; text-decoration: underline;">用地調査等業務</p> 特記仕様書	<p style="color: red; text-decoration: underline;">用地調査等</p> 特記仕様書
<p>(趣 旨)</p> <p>第1条 この仕様書は、<u style="color: red;">用地調査等業務</u>共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）第1条第2項に規定する特記事項を定めるものである。</p> <p>(貸与品等)</p> <p>第2条 共通仕様書<u style="color: red;">第17条第3項</u>に規定する貸与品等は、別表により監督職員が明示するものとする。</p> <p>(<u style="color: red;">成果物</u>の提出部数)</p> <p>第3条 共通仕様書<u style="color: red;">第24条第3項</u>の規定にかかわらず、<u style="color: red;">成果物</u>の提出部数は、監督職員の指示によるものとする。</p> <p>(墓地管理者等の調査等)</p> <p>第4条 共通仕様書<u style="color: red;">第43条</u>第3号(6)に規定する調査事項には、次の各号を含むものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 重複霊体の有無 二 有縁・無縁の別 <p>2 共通仕様書<u style="color: red;">第78条</u>第6号に規定する調査事項には、1霊体当たりの所要面積を含むものとする。ただし、埋葬の方式が火葬の場合は、この限りでない。</p> <p>3 <u style="color: red;">受注者</u>は、共通仕様書<u style="color: red;">第43条</u>第2号及び第3号並びに<u style="color: red;">第78条</u>の規定による調査に基づき、共通仕様書様式第9号の2の作成に代えて、墓地使用（祭祀）者調査表（様式第1号）を作成するものとする。</p> <p>(生産設備及び附帯工作物の調査)</p> <p>第5条 生産設備（農林水産施設等に限る。）及び附帯工作物の調査は、共通仕様書<u style="color: red;">第75条</u>及び<u style="color: red;">第76条</u>の規定によるほか、別記1工作物調査要領によるものとする。</p> <p>(立竹木の調査)</p> <p>第6条 立竹木の調査は、共通仕様書<u style="color: red;">第79条</u>の規定によるほか、別記2立竹木調査要領によるものとする。</p> <p>(墳墓の補償額の算定書式)</p> <p>第7条 共通仕様書<u style="color: red;">第101条</u>の規定による墳墓の補償額の算定は、墳墓改葬料算定書（様式第3号）により行うものとする。</p>	<p>(趣 旨)</p> <p>第1条 この仕様書は、<u style="color: red;">用地調査等</u>共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）第1条第2項に規定する特記事項を定めるものである。</p> <p>(貸与品等)</p> <p>第2条 共通仕様書<u style="color: red;">第10条第3項</u>に規定する貸与品等は、別表により監督職員が明示するものとする。</p> <p>(<u style="color: red;">成果品</u>の提出部数)</p> <p>第3条 共通仕様書<u style="color: red;">第17条第3項</u>の規定にかかわらず、<u style="color: red;">成果品</u>の提出部数は、監督職員の指示によるものとする。</p> <p>(墓地管理者等の調査等)</p> <p>第4条 共通仕様書<u style="color: red;">第30条</u>第3号(6)に規定する調査事項には、次の各号を含むものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 重複霊体の有無 二 有縁・無縁の別 <p>2 共通仕様書<u style="color: red;">第49条</u>第6号に規定する調査事項には、1霊体当たりの所要面積を含むものとする。ただし、埋葬の方式が火葬の場合は、この限りでない。</p> <p>3 <u style="color: red;">受託者</u>は、共通仕様書<u style="color: red;">第30条</u>第2号及び第3号並びに<u style="color: red;">第49条</u>の規定による調査に基づき、共通仕様書様式第9号の2の作成に代えて、墓地使用（祭祀）者調査表（様式第1号）を作成するものとする。</p> <p>(生産設備及び附帯工作物の調査)</p> <p>第5条 生産設備（農林水産施設等に限る。）及び附帯工作物の調査は、共通仕様書<u style="color: red;">第46条</u>及び<u style="color: red;">第47条</u>の規定によるほか、別記1工作物調査要領によるものとする。</p> <p>(立竹木の調査)</p> <p>第6条 立竹木の調査は、共通仕様書<u style="color: red;">第50条</u>の規定によるほか、別記2立竹木調査要領によるものとする。</p> <p>(墳墓の補償額の算定書式)</p> <p>第7条 共通仕様書<u style="color: red;">第72条</u>の規定による墳墓の補償額の算定は、墳墓改葬料算定書（様式第3号）により行うものとする。</p>

改正後	改正前
<p>2 墳墓の移転に伴い必要な<u>工作物、立竹木及び移転雑費等</u>の補償額の算定は、工作物については、共通仕様書別記 10 附帯工作物調査算定要領の様式第 2 附帯工作物補償額算定書により、立竹木については、立竹木調査書（様式第 4 号）により、移転雑費については、移転雑費補償額算定書（様式第 8 号）により行うものとする。</p> <p>（立竹木の補償額の算定書式）</p> <p>第 8 条 共通仕様書<u>第 102 条</u>の規定による立竹木の補償額の算定は、用材林以外の立竹木については、立竹木調査書（様式第 4-1 号）により、用材林については、用材林補償額算定書（様式第 4-2 号）により行うものとする。</p> <p>なお、この場合において、共通仕様書様式第 15 号の作成は要しないものとする。</p> <p>（動産移転料の算定書式）</p> <p>第 9 条 共通仕様書<u>第 108 条</u>第 3 項の規定による動産移転料の算定は、動産移転料補償額算定書（様式第 5 号）により行うものとする。</p> <p>（仮住居補償等の算定）</p> <p>第 10 条 <u>受注者</u>は、共通仕様書<u>第 7 章</u>の規定による調査結果に基づき、仮住居補償額算定書（様式第 6 号）、借家人に対する補償額算定書（様式第 7 号）及び移転雑費補償額算定書（様式第 8 号）により、仮住居補償額、借家人に対する補償額及び移転雑費補償額の算定を行うものとする。</p> <p>（営業に関する調査等）</p> <p>第 11 条 営業に関する調査、調査書の作成及び算定は、共通仕様書<u>第 104 条</u>、<u>第 107 条</u>及び<u>第 108 条</u>の規定のほか、別記 3 営業調査及び補償金額算定要領によるものとする。</p> <p>（営業補償額の算定書式）</p> <p>第 12 条 共通仕様書<u>第 108 条</u>の規定による営業補償額の算定は、営業補償金額総括表（様式第 9 号の 1）、認定収益額算定表（様式第 9 号の 2）、固定的経費内訳表（様式第 9 号の 3）、固定的経費付属明細表（様式第 9 号の 4）、固定資産の売却損補償内訳表（様式第 9 号の 5）、人件費内訳表（様式第 9 号の 6）、移転広告費内訳表（様式第 9 号の 7）及び損益計算書比較表（様式第 9 号の 8）により行うものとする。</p> <p>（移転先の検討の報告）</p> <p>第 13 条 移転先の検討は、共通仕様書<u>第 91 条</u>の規定によるほか、別記 4 建物等移転工法検討要領によるものとし、<u>受注者</u>は、その検討内容を移転工法認定報告書（様式第 10-1 号～様式第 10-5 号）により取りまとめるものとする。</p> <p><u>第 14 条</u> <u>（削除）</u></p>	<p>2 墳墓の移転に伴い必要な<u>工作物・立竹木の移転料及び移転雑費等</u>の補償額の算定は、工作物については、共通仕様書別記 10 附帯工作物調査算定要領の様式第 2 附帯工作物補償額算定書により、立竹木については、立竹木調査書（様式第 4 号）により、移転雑費については、移転雑費補償額算定書（様式第 8 号）により行うものとする。</p> <p>（立竹木の補償額の算定書式）</p> <p>第 8 条 共通仕様書<u>第 73 条</u>の規定による立竹木の補償額の算定は、用材林以外の立竹木については、立竹木調査書（様式第 4-1 号）により、用材林については、用材林補償額算定書（様式第 4-2 号）により行うものとする。</p> <p>なお、この場合において、共通仕様書様式第 15 号の作成は要しないものとする。</p> <p>（動産移転料の算定書式）</p> <p>第 9 条 共通仕様書<u>第 79 条</u>第 3 項の規定による動産移転料の算定は、動産移転料補償額算定書（様式第 5 号）により行うものとする。</p> <p>（仮住居補償等の算定）</p> <p>第 10 条 <u>受託者</u>は、共通仕様書<u>第 6 章</u>の規定による調査結果に基づき、仮住居補償額算定書（様式第 6 号）、借家人に対する補償額算定書（様式第 7 号）及び移転雑費補償額算定書（様式第 8 号）により、仮住居補償額、借家人に対する補償額及び移転雑費補償額の算定を行うものとする。</p> <p>（営業に関する調査等）</p> <p>第 11 条 営業に関する調査、調査書の作成及び算定は、共通仕様書<u>第 75 条</u>、<u>第 78 条</u>及び<u>第 79 条</u>の規定のほか、別記 3 営業調査及び補償金額算定要領によるものとする。</p> <p>（営業補償額の算定書式）</p> <p>第 12 条 共通仕様書<u>第 79 条</u>の規定による営業補償額の算定は、営業補償金額総括表（様式第 9 号の 1）、認定収益額算定表（様式第 9 号の 2）、固定的経費内訳表（様式第 9 号の 3）、固定的経費付属明細表（様式第 9 号の 4）、固定資産の売却損補償内訳表（様式第 9 号の 5）、人件費内訳表（様式第 9 号の 6）、移転広告費内訳表（様式第 9 号の 7）及び損益計算書比較表（様式第 9 号の 8）により行うものとする。</p> <p>（移転先の検討の報告）</p> <p>第 13 条 移転先の検討は、共通仕様書<u>第 62 条</u>の規定によるほか、別記 4 建物等移転工法検討要領によるものとし、<u>受託者</u>は、その検討内容を移転工法認定報告書（様式第 10-1 号～様式第 10-5 号）により取りまとめるものとする。</p> <p><u>（物件調書の作成）</u></p> <p><u>第 14 条</u> <u>受託者は、共通仕様書第 6 章及び第 7 章に規定する業務の成果品に基づき物件調書（様式第 11 号）を作成するものとする。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>第15条</u> (削除)</p> <p>(精度監理業務)</p> <p><u>第14条</u> 精度監理業務の<u>受注者</u> (以下「精度監理者」という。)は、発注者から貸与された資料を基に、<u>用地調査等業務</u>の<u>受注者</u>が実施している業務について、基準及び運用方針等の規定への適合性及び移転工法の認定等補償の具体的妥当性について検討し、精度監理報告書(様式第12号)を発注者に提出するものとする。</p> <p>2 精度監理者は、発注者が精度監理に係る業務の内容を正確に認識できるよう、意見及びその理由等を精度監理報告書において明らかにしなければならない。</p>	<p>(業務実績データの登録)</p> <p><u>第15条</u> 受託者は、契約の締結時又は変更時において契約金額(税込)が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報システム(TECRIS)に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等(以下「休日」という。)を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、休日を除き10日以内に、完了時は業務完了後、休日を除き10日以内に、監督職員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。</p> <p>2 前項において、受託者は登録内容に訂正が必要な場合、TECRISに基づき、「訂正のための確認のお願い」を作成し、訂正があった日から、休日を除き10日以内に監督職員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。</p> <p>3 前2項において、受託者は登録機関に登録後、TECRISより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督職員に提出しなければならない。ただし、変更時と完了時の間が、休日を除き10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p> <p>(精度監理業務)</p> <p><u>第16条</u> 精度監理業務の<u>受託者</u> (以下「精度監理者」という。)は、発注者から貸与された資料を基に、<u>用地調査等の受託者</u>が実施している業務について、基準及び運用方針等の規定への適合性及び移転工法の認定等補償の具体的妥当性について検討し、精度監理報告書(様式第12号)を発注者に提出するものとする。</p> <p>2 精度監理者は、発注者が精度監理に係る業務の内容を正確に認識できるよう、意見及びその理由等を精度監理報告書において明らかにしなければならない。</p>